

# 新 旧 対 照 表

(別紙)

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2 公益通報の定義</b>            本事務運営指針において、「公益通報」とは、次の要件を満たしているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通報を行う者が労働者であること</li> <li>2 当該通報が不正の目的でないこと</li> <li>3 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること</li> <li>4 上記の3であると信ずるに足りる相当の理由があること</li> <li>5 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対するものであること</li> </ol> <p>(注1) 「労働者」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条における職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。したがって、正社員に限らずパートタイマー、派遣労働者及び取引先の労働者等も含まれることに留意する。</p> <p>なお、株式会社の役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人については、法人との委任関係(会社法(平成17年法律第86号)第330条)に基づき、法人の事業を執行する権限を有する立場にあることから、一般的には、事業に使用される者としての労働者には当たらない。</p> <p>(注2)～(注6) (略)</p> <p><b>第3 公益通報・相談の処理</b>  <b>1 公益通報・相談の受付</b>            (1)～(3) (略)            (4) 公益通報に関する相談            外部の労働者から公益通報に先立って行われる、ある行為が法令違反行為に該当するののか等の相談や公益通報処理手続の問い合わせ等については、窓口課が必要に応じて、通報内容に係る事務を所掌する課(室)(以下「主管課」という。)と協議するなどして対応する。</p> <p><b>2 公益通報の受付に当たっての留意点</b>            (1) 匿名で行われた通報等に対する対応            匿名で行われた通報等、公益通報の要件を明らかに満たしていない通報については、当該通報を公益通報として受理しないこととし、窓口課は、通報者に対して、当該通報を公益通報として受理しない旨を通知する。</p> <p>なお、国税庁が処分又は勧告等をする権限を有していない内容に関する通報があった場合には、窓口課は、消費者庁ホームページ(<a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/index.html">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/index.html</a>)に設置されている教示先検索システムを利用し、通報者に対して、当該通</p>	<p><b>第2 公益通報の定義</b>            本事務運営指針において、「公益通報」とは、次の要件を満たしているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通報を行う者が労働者であること</li> <li>2 当該通報が不正の目的でないこと</li> <li>3 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること</li> <li>4 上記の3であると信ずるに足りる相当の理由があること</li> <li>5 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対するものであること</li> </ol> <p>(注1) 「労働者」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条における職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。したがって、正社員に限らずパートタイマー、派遣労働者及び取引先の労働者等も含まれることに留意する。</p> <p>なお、株式会社の役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人については、法人との委任関係(会社法(平成17年法律第74号)第330条)に基づき、法人の事業を執行する権限を有する立場にあることから、一般的には、事業に使用される者としての労働者には当たらない。</p> <p>(注2)～(注6) (同左)</p> <p><b>第3 公益通報・相談の処理</b>  <b>1 公益通報・相談の受付</b>            (1)～(3) (同左)            (4) 公益通報に関する相談            外部の労働者から公益通報に先立って行われる、ある行為が法令違反行為に該当するののか等の相談や公益通報処理手続の問い合わせ等については、窓口課が必要に応じて、通報内容に係る事務を所掌する課(室)(以下「主管課」という。)と協議するなどして対応する。</p> <p><b>2 公益通報の受付に当たっての留意点</b>            (1) 匿名で行われた通報等に対する対応            匿名で行われた通報等、公益通報の要件を明らかに満たしていない通報については、当該通報を公益通報として受理しないこととし、窓口課は、通報者に対して、当該通報を公益通報として受理しない旨を通知する。</p> <p>なお、国税庁が処分又は勧告等をする権限を有していない内容に関する通報があった場合には、窓口課は、消費者庁ホームページ(<a href="http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html">http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html</a>)に設置されている教示先検索システムを利用し、通報者に対して、当該通</p>

# 新旧対照表

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

<p>報について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示することに留意する。</p> <p>(注) 公益通報の要件を明らかに満たしていない通報とは、①匿名で行われた通報、②別表「国税庁が関係する法律一覧」に掲げる法律以外の規定に基づく犯罪行為等に関する通報、③内容が著しく不分明な通報、④内容が虚偽であることが明らかな通報等をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通報者の秘密保持及び個人情報保護に関する説明 窓口課は、通報者に対し、<u>通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 通報対象事実に関する調査</p> <p>(1) 調査の必要性の検討 公益通報として受理した通報について、主管課は、<u>通報対象事実についての調査や是正措置の有無、調査によってより重大な他の法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情の有無等、調査を行う必要性や問題点を検討する。</u>主管課は、これらの事実等が認められる場合を除き、必要な調査を行う。 なお、調査を実施しない場合には、主管課は、<u>守秘義務に留意</u>しつつ調査を実施しない旨を通報者に対し通知するよう努める。</p> <p>(2) 調査の実施 主管課は、次の点に留意して通報対象事実に関する調査を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 調査に当たっては、<u>通報者の秘密を保持するとともに個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意する。</u>また、適正な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等について十分に<u>留意</u>する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) 調査結果の通知 主管課は、調査結果について速やかに取りまとめ、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に<u>留意</u>しつつ、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知するよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5 調査結果に基づく措置の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 措置の通知 上記(1)の措置を講じた場合には、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、</p>	<p>報について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示することに留意する。</p> <p>(注) 公益通報の要件を明らかに満たしていない通報とは、①匿名で行われた通報、②別表「国税庁が関係する法律一覧」に掲げる法律以外の規定に基づく犯罪行為等に関する通報、③内容が著しく不分明な通報、④内容が虚偽であることが明らかな通報等をいう。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 通報者の秘密の保持に関する説明 窓口課は、通報者に対し、<u>通報者の秘密は保持されることを説明する。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 通報対象事実に関する調査</p> <p>(1) 調査の必要性の検討 公益通報として受理した通報について、主管課は、<u>通報対象事実についての調査や是正措置の有無、調査によってより重大な他の法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情の有無等、調査を行う必要性や問題点を検討する。</u>主管課は、これらの事実等が認められる場合を除き、必要な調査を行う。 なお、調査を実施しない場合には、主管課は、<u>守秘義務に配意</u>しつつ調査を実施しない旨を通報者に対し通知するよう努める。</p> <p>(2) 調査の実施 主管課は、次の点に留意して通報対象事実に関する調査を行う。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 調査に当たっては、<u>通報者の秘密を保持するため、通報者が特定されないよう十分に配意する。</u>また、適正な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等について十分に<u>配意</u>する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(3) 調査結果の通知 主管課は、調査結果について速やかに取りまとめ、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に<u>配意</u>しつつ、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知するよう努める。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5 調査結果に基づく措置の実施</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 措置の通知 上記(1)の措置を講じた場合には、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、</p>
---	---

# 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

<p>名誉及びプライバシー等に<u>留意</u>しつつ、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知するよう努める。</p> <p>6 (略)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 <u>通報又は相談を処理するに当たっての留意点</u></p> <p>(1) 通報者の秘密保持及び個人情報保護の徹底</p> <p>イ 窓口課及び主管課は、<u>通報若しくは相談の受付又は調査の実施時等において、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護を十分に図る。</u></p> <p>ロ <u>通報又は相談の処理に関与した職員は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならず、また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>名誉及びプライバシー等に<u>配慮</u>しつつ、通報者に対して当該内容を遅滞なく通知するよう努める。</p> <p>6 (同左)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 <u>通報を処理するに当たっての留意点</u></p> <p>(1) 通報者の秘密保持の徹底</p> <p>窓口課及び主管課は、<u>通報の受付や調査の実施時等において、通報に関する秘密の保持を十分に図る。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(以下省略)</p>
--	--

# 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

チェック項目	チェック項目
<p>1 当庁の処分権限の有無の確認</p> <p>① 通報事実が下記の法律に関係し、対象となる</p> <p><input type="checkbox"/> 税理士法</p> <p><input type="checkbox"/> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 石油需給適正化法</p> <p><input type="checkbox"/> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業団体の組織に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合法</p> <p><input type="checkbox"/> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による収益の移転防止に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律</p> <p>注) 各税法違反は公益通報の対象とならない。</p> <p>② 税理士（税理士法人も含む）、酒類業者又は下記の関係民間団体による犯罪行為等であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 税理士会</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類業組合等（酒造組合、酒販組合及びこれらの連合会・中央会）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業協同組合等（組合員資格に税理士、酒類業者が含まれているものに限る）</p> <p><input type="checkbox"/> 青色申告会</p> <p><input type="checkbox"/> 法人会</p> <p><input type="checkbox"/> 間税会</p> <p><input type="checkbox"/> 納税貯蓄組合</p> <p><input type="checkbox"/> <u>日本税務協会</u></p> <p><input type="checkbox"/> 納税協会</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類販売管理研修の実施団体</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人酒類総合研究所</p> <p>注) 他の行政機関が処分等の権限を有すると判断する場合には、消費者庁HPに設置されている教示先検索システムを利用し、当該行政機関を教示する。</p>	<p>1 当庁の処分権限の有無の確認</p> <p>① 通報事実が下記の法律に関係するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 税理士法</p> <p><input type="checkbox"/> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 石油需給適正化法</p> <p><input type="checkbox"/> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業団体の組織に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合法</p> <p><input type="checkbox"/> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による収益の移転防止に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律</p> <p>注) 各税法違反は公益通報の対象とならない。</p> <p>② 税理士（税理士法人も含む）、酒類業者又は下記の関係民間団体による犯罪行為等であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 税理士会</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類業組合等（酒造組合、酒販組合及びこれらの連合会・中央会）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業協同組合等（組合員資格に税理士、酒類業者が含まれているものに限る）</p> <p><input type="checkbox"/> 青色申告会</p> <p><input type="checkbox"/> 法人会</p> <p><input type="checkbox"/> 間税会</p> <p><input type="checkbox"/> 納税貯蓄組合</p> <p><input type="checkbox"/> <u>所管特例民法法人（財）日本税務協会 等</u></p> <p><input type="checkbox"/> 納税協会</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類販売管理研修の実施団体</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人酒類総合研究所</p> <p>注) 他の行政機関が処分等の権限を有すると判断する場合には、消費者庁HPに設置されている教示先検索システムを利用し、当該行政機関を教示する。</p>